

ヨーロッパ憲法条約とヨーロッパ統合の課題
Une Constitution européenne pour l'Europe de demain

中村 雅治
NAKAMURA Masaharu

Le Traité établissant une Constitution pour l'Europe a été signé par les 25 chefs d'Etat et de gouvernement de l'Union européenne, réunis à Rome, le 29 octobre 2004. Le Conseil européen de Laeken avait invité la Convention européenne présidée par Valéry Giscard d'Estaing, ancien Président de la République française, à lui proposer des réformes institutionnelles pour faire face au prochain élargissement ainsi que des mesures à prendre pour augmenter la légitimité démocratique de l'Union.

La Convention européenne marquera une étape importante dans l'histoire de la construction européenne. Le projet constitutionnel simplifiera la structure actuelle trop complexe basée sur les trois "pilliers" en améliorant l'efficacité décisionnelle de l'Union.

Il a aussi essayé de rapprocher les citoyens de l'Europe. Premièrement, la Constitution clarifie les valeurs et les objectifs de l'Union et renforce la base même de cette institution comme communauté politique en incorporant la Charte des droits fondamentaux dans le texte constitutionnel.

Deuxièmement, la convocation et les travaux de la Convention européenne a démocratisé la procédure de la révision des traités fondamentaux. Jusqu'ici la révision s'est réalisée à la Conférence intergouvernementale fermée au public. Cette fois-ci les représentants du Parlement européen et des parlements nationaux ont fait partie de la Convention ensemble avec les représentants des Etats membres.

La Constitution européenne réaffirme le caractère hybride de la légitimité de l'Europe, une union des Etats et une union des peuples. Cette constatation nous invite à nous interroger sur la finalité de la

construction européenne. Bref, l'Europe de demain ne sera ni confédération des Etats ni Etat fédéral, mais elle serait une fédération des Etats et des citoyens.

はじめに

2004年10月29日、ローマにおける欧州理事会（首脳会議）は「ヨーロッパのための憲法制定条約草案」(Draft Treaty establishing a Constitution for Europe)（以下憲法案と略記する）に調印した。ローマは半世紀前の1957年3月、ヨーロッパ経済共同体(EEC)と原子力共同体(EURATOM)を設立するローマ条約に調印した、いわばヨーロッパ統合の原点とも言うべきゆかりの地であり、憲法案の持つ歴史的意義を暗示している。

同憲法案を準備した「諮問会議」(the European Convention) は元フランス大統領のジスカール・デスタン (Valéry Giscard d'Estaing) 議長のもと、2002年の2月から2003年の7月までの1年6ヶ月にわたり開かれ、憲法案が準備された。草案は2003年6月19日と20日開催のテッサロニキの欧州理事会に提出されたのち、政府間会議を経て、7月18日ローマでの欧州理事会に提出されEU各国の了承をえた。

憲法案はヨーロッパ政治統合の過程において画期的な一步を記すものとなろう。EUの諸制度にいくつかの重要な変更をもたらすからである。しかし同時に憲法案の提起する制度上の改正点はEUが当面する課題に対する答以上の意義を持つものであり、一層広い視点からの検討を要する問題である。それは大別して二つあるといえよう。

第1は戦後50年にわたるヨーロッパ統合の結果、EUは今日政治統合の重要な段階に達しており、構成国とEUとの権限関係、すなわち役割分担のあり方が正面から問われるようになったことである。そして設立当初から存在した、ヨーロッパとはいかなる原理にもとづき組織されるものなのか、すなわち連邦主義なのか政府間主義なのか再び政治的議論を呼ぶようになっている。

第2に、政治統合の深化が進んだ結果、特に90年代に入る頃から表面化してきた市民のEUに対する批判や無関心にどのように応えるのかということがある。今回の憲法案の作成は一定の回答を用意する機会となったが、同時に今後さらなる問題点を生み出すことになろう。

本稿では、諸国家からなるヨーロッパと「ヨーロッパ市民」からなるヨーロッパというハイブリッドな性格（二重性）が、まさにEUの本性であるとの立場に立ち、憲法案の採択の過程において提起された問題点を検討することにする。

以下においてはまず憲法案作成にいたる過程を分析する。つぎに憲法案を審議した諮問会議で明らかにされた問題点ならびに主要な改正点を検討する。そして最後に視点を広げて、ヨーロッパ統合の正統性の問題をヨーロッパの将来像とからめて検討する。

1. 諮問会議における憲法草案の準備

(1) 経済統合から政治統合へ

2000年12月に開かれたニース欧州理事会は、ヨーロッパの政治統合の過程における重要な一步を記した。とくに1992年2月に欧州連合（EU）を設立した欧州連合条約（マーストリヒト条約）に始まり、2004年5月の旧東欧諸国を含む10カ国の新規加盟を実現した第5次拡大、それに続く同年10月の憲法案の調印にいたる過程のいわば中間点にあたる。中間点といってもそれは時間的な意味だけではない。

50数年前に掲げられた、独仏の和解にもとづくヨーロッパの平和実現という目標は、はるか以前に実現され、いまやヨーロッパ大陸、特にその西側における紛争は考えられないものとなって久しい。しかしヨーロッパ統合による平和構築という命題は今日にいたるまで生きつづけ、89年から90年にかけてのドイツ統一問題処理の中で再びその有効性が検証されることになった。統合と統一との一体性、すなわちヨーロッパ統合は統一後のドイツをヨーロッパ内の秩序に縛り付ける枠組みとして有効であることが実証されたのである。⁽¹⁾

ヨーロッパ統合が掲げた、もう一つの目標は経済的なものであった。戦後の復興から始まり、80年代の半ば頃からは日米との経済・金融・技術などにおける国際競争のための手段と考えられるようになった。共同体諸国は自国の権限の一部をヨーロッパ・レベルでプールして共同で使用する方式の必要性和有効性を理解するようになった。こうした認識は、たとえばマーストリヒト条約の批准のために国民投票を実施したフランスの選挙キャンペーンにおいても見られたことである。⁽²⁾

たしかにローマ条約以来、統合とは主として経済面での統合を意味したが、それは93年初めの域内市場の完成、99年のユーロの導入により一応の完成をみた。(勿論ここでは経済統合という言葉を経済面での統合の意味で使っており、ユーロの創出は政治的な意思にもとづくものであり、経済面での政治統合であった言ってもよい。) 国家の主権に関わるような大幅な権限の移譲を伴う決定を政治的と呼んでおこう。

多少図式的な言い方になるが、80年代半ばから課題とされてきた政治統合が、90年代に入りヨーロッパの将来を左右する根本的な要因となり、その推進が積極化したといえる。その具体的一步がEUの設立であった。EUはマーストリヒト条約後、外交・安全保障、さらには防衛面での協力関係の強化に乗り出し、また域内の自由往来を実現すると同時に共通の域外国境政策(共同体レベルにおけるテロや犯罪阻止を目的とした国境管理対策、移民や難民政策など)を実施してきている。

こうした政治統合の流れを背景として、ニース欧州理事会はEUの制度改革に取り組むこととなった。2004年5月に予定される25カ国体制への移行に起因するEU制度の機能麻痺に対する対策であり、アムステルダム条約以来積み残されてきたものであった。制度改革の中心は理事会での多数決制を適用する分野の拡大、新規加盟国を含む各国の理事会での持ち票の確定、欧州委員会の委員数の制限、さらには先行統合基準の緩和などに関するものであった。

ニース欧州理事会が注目されるのには、こうした当面の制度改革にとどまらない別の理由がその背景にあったからである。統合の深化は加盟各国の政策決定に影響を及ぼし、「国内政治のヨーロッパ化」が進んだことと関係している。とくにEU法の拡大は加盟国の国家議会の立法権限を制約するようになったが、国家議会の権限の縮小は欧州議会の権限の拡大により十分には相殺されないという、いわゆる「民主主義の赤字」の問題を生んだ。またEU立法は国民生活に強い影響力をもつにもかかわらず、EUにおける政策決定への参加は政治・官僚エリートあるいは大企業メンバーなどに限られた。市民のヨーロッパ政治への参加をどのように保障するのか、すなわちヨーロッパ政治の民主化をどのように実現するかが問われるようになってきていたのである。また内務司法協力に基づく構成国間の犯罪捜査協力、共通のビザや難民政策などの共同体化に対して、ヨーロッ

パ・レベルで市民の権利をどのように保護するのも緊急の課題となっていた。近代国家の発展には国民に対する市民権の付与が伴ったように、EUの発展はEU市民権の発展を必要とする段階に達したとの主張もなされた。その意味で、ニース首脳会議初日に採択された「EU基本権憲章」は重要な意味を持つものであった。⁽³⁾

このような問題解決の必要性を共通認識として、ニース首脳会議はその宣言の中で、2001年12月開催予定のラーケンでの欧州理事会において、ニースで始まった改革のプロセスを継続するための適切なイニシアティブをとることを求めている。具体的には、①構成国とEUとの権限の配分をどのように明確化するか、②法的拘束力を持たない基本権憲章にいかなる地位を与えるか、③基本条約の意味を変えずに全体を簡素化するにはどうするか、④EUの政策プロセスの中に国家議会の役割をどのように位置づけるか、などの検討が期待された。

また首脳たちは、加盟国内におけるヨーロッパの将来についての議論を活発化することを訴えた。それを受けて、たとえばフランスでは、2001年4月11日大統領府ならびに首相府は共同のコミュニケを発して、ヨーロッパの将来についての国民的議論を開始することを発表した。フランス各地でフォーラム（公聴会）が開催され、市民各層の意見聴取が行われた。取り上げられた問題は主として上記の4つの課題であった。公聴会で出された意見は大統領ならびに首相に提出され、2001年12月のラーケン首脳会議準備の過程に反映されることになった。⁽⁴⁾

フォーラムについての評価は、各地の新聞報道を見る限り、概して好意的なものであり、政府の狙いはひとまず成功したといえそうである。とくに関心を集めたテーマはEU機構の民主主義の赤字や環境問題などであり、ヨーロッパ市民権や社会的ヨーロッパなどについては関心が薄いと報じられた。市民はフォーラムを単なる政治的イベントにとらえ、政府の期待が空回りしたとの批判も出された。⁽⁵⁾とはいえ、EUに対する民主的正統性が問われる現在、エリート層と一般市民の意識の乖離を埋める試みの第一歩として評価できるのではなからうか。

(2) 諮問会議の設置・開催

ヨーロッパ憲法案に向かう第一歩はラーケン欧州理事会（2001年12月）である。首脳会議はその宣言の中で「連合はもっと民主的で、透明性が高

く、効率的にならなければならない」として、3つの課題を挙げている。①どのようにして、もっと市民にヨーロッパ統合計画に対する親しみをを持たせるか。②どのように拡大ヨーロッパの中にヨーロッパ政治空間を構造化するか。③どのようにしてEUを新しい、多極的な世界の中で安定化要因とするか。こうした課題を検討するために広く関係者を集めた諮問会議を開催することを決定した。またラーケン宣言は「民主主義の赤字」問題を危惧し、重要課題としてEU制度の民主的正統性を高めるにはどうしたらよいかを問い、その答を諮問会議に求めたのである。

首脳会議は諮問会議の召集を決定し、ジスカール・デスタン元フランス大統領を議長、アマート (Giuliano Amato) (イタリア)、デハーネ (Jean-Luc Dehaene) (ベルギー) 両元首相を副議長に任命した。アマートとデハーネの両者はラーケン宣言の作成にも関わっており、諮問会議における議論の方向性を伺わせる任命であった。

諮問会議という方式について一言する必要がある。EUの「基本法」は加盟国政府間で結ばれた条約である。たとえばローマ条約やマーストリヒト条約などがそうである。こうした条約はEUにとっては存立の基礎となる、いわば「憲法」のような存在であるが、それを制定する権限をもつのは構成国政府である。EUは構成国間で結ばれた国際条約により成立したものであるから当然であるといえる。そうしたことから、従来基本条約は政府間交渉の場である政府間会議 (IGC) で議論されてきた。しかしEU運営や政策決定の不透明性に対する批判の高まりを受けて新しい審議方法が模索された。ニース首脳会議で宣言された「EU市民権憲章」の作成は、初めて政府代表以外のメンバーを含む諮問会議方式でおこなわれ、その方式が今回も採用されたのである。ヨーロッパの将来像を描く作業に、市民の声を反映させようとの意思が窺われる点が重要である。

諮問会議は2002年2月28日ブリッセルの欧州議会の建物を会場にして開始された。参加した諮問会議議員は総勢105人であり、その内訳は構成国政府代表が15人、国家議会代表が30人、欧州議会代表が16人、欧州委員会代表が2人、それから加盟候補国も同等の資格で政府代表と議会代表の派遣が認められた。議員総数は102人であり、正副議長を加えて総勢105人となる。(なお各議員には代理者が各一名選ばれている。)

諮問会議の組織について簡単に紹介しておこう。会議の決定機関であ

る総会は一回につき2、3日の予定で月2、3回のペースで開かれる。諮問会議の全議員は11の部会に分かれて特定のテーマについて議論することになる。補完性の原理の役割、基本権憲章の将来、連合の法人格、国家議会の役割、相補的権限、経済的ガバナンス、対外活動、防衛、手続きと手段の簡素化、自由・安全・正義の空間、社会的ヨーロッパなどである。

会議の推進母体は正副3人の議長のほか、欧州議会議員、欧州委員会、国家議会議員の代表として各2人の計6人、スペイン、デンマーク、ギリシャの3議長国の代表を加えて全部で12人である。また加盟国代表1人も招待者の資格で加わっている。理事会は総会の会期前と、会期と会期の間にも開かれ、総会で審議されるテキストを準備するという中核的役割を演じた。なお理事会の下にはEUの諸機関から出向した専門家からなる事務局が置かれた。

議員たちはその後の16ヶ月間にわたる共同作業を通じて、それぞれの出身母体の相違を乗り越えて憲法案を作っていくことになる。各議員は個人の資格で参加することが前提とされた。議長を務めたジスカール・デスタンによれば、会議が進むにつれ議員間の相互理解が深まり、「ヨーロッパについての自由な発言は、人々が今日の真のヨーロッパについて持つ意識、すなわち、ヨーロッパ人自らが生き、望み、あるいは拒否し、無視したヨーロッパについての意識を高めた」⁽⁶⁾のである。

諮問会議の議論は最初から一つの憲法案を目指して進んだわけではなかった。諮問会議の初期には、憲法について言及することは英国や北欧出身議員たちの断固たる反対を呼び起こし、憲法という「用語だけでも挑発と受け取られた」⁽⁷⁾ほどであった。とはいえ、様々な改革提案を含む報告書ではなく、単一の憲法案を準備するという考え方が全くなかったわけではない。ジスカール・デスタン自ら次のように回顧している。諮問会議の開会式における彼の演説の中で唯一拍手で演説が中断されたのは、「諮問会議の勧告が重みと権威を持ちうるのは、われわれが共同で提案しようとする計画案について広いコンセンサスを実現し、「ヨーロッパのための一つの憲法への道を切り開くことができる時である」と発言した時であった。⁽⁸⁾

「一つの憲法案」への道筋は多分に偶然的なジスカール・デアスタンのイニシアティブによりつけられた。憲法案の骨組みは2002年の10月28日に全体会議に提出された議長の素案の中で示された。同案はジスカール・デス

タンと事務局長のジョン・カー（John Kerr）により準備された。それは10月末までに憲法素案を提出してほしいとの議員の要求に応えたものであった。準備は内密に、早急に進められた。ジスカール・デスタンは副議長のアマートをブリュセル市内のレストランに招き、憲法案の骨子を検討している。「われわれの集中力に驚くボーイが行き来する中、私は順次文言を修正していった。最後の客が帰ると、われわれも草案をポケットにして店を出た。」⁽⁹⁾ この10月末を転換点として、諮問会議は一つの憲法草案を準備すべく精力を傾けていくことになる。⁽¹⁰⁾

審議方法については第一回目の諮問会議の精神が受け継がれた。透明性の原則にもとづき、審議の全ての資料は、理事会の内部資料を除き、全てインターネットを通じて公開された。また資料は憲法案が出来上がった2003年から少なくとも5年間は保存されることになっている。⁽¹¹⁾ また市民の関心を高めるため、各国政府は市民社会に対する啓蒙活動としてフォーラムを開くことを期待された。また特に重要なこととして、諮問会議の決定は、多数決でも全会一致でもなく、コンセンサス方式が採用されたことである。政府間会議のような全会一致方式では、おそらく会議は暗礁に乗り上げていたであろう。コンセンサス方式とは時間の経過とともに、おおよその合意、総意を形成する方式である。ジスカール・デスタン議長は議員の多様性を前提にこうした決定方式を採用し、見事に成功したのである。

2. 憲法案の内容

諮問会議の場において議論を呼んだいくつかのテーマを取り上げてみよう。EUは「文化的多様性の中の統一」をうたっている。EUが単なる国家連合を超える統合を指向するのであれば、多様な文化的伝統に立つ構成国社会の独自性を尊重する必要がある。しかし統合を一層進めていくためには、同時にEUの基盤をなす社会の共有する価値や目標が明らかにされなければならない。そこで最初に憲法案に見られるEU存立の価値とその目的を取り上げ、つぎに統合を強化するための制度改革の中身について検討してみよう。

(1) 共通の価値と目的

EUはその拠って立つ価値と設立の目的を掲げることにより、政治共同体としての自己規定を行い、域外との差別化を図っている。「連合は人

間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配ならびに人権の尊重という諸価値の上に築かれる。こうした諸価値は、多元性、寛容、正義、連帯それから非差別により特徴づけられる社会からなる構成国に共通する」(I-2条)。共通の価値は第2部に編入されたEU基本権憲章の前文においても表明されており、EUにおいて確定したといえよう。そしてこうした価値の擁護のために、連合の価値に違反した国家に対する資格停止処分を明確化している(I-58条)。これはもともとオーストリアにおける極右政党の政権参加問題を契機にアムステルダム条約において導入されたものである。

判断の難しい価値もある。たとえば連帯について。はたしてどれくらいの貧富の差があれば処分が適用されるのか。義務的価値としては2条の前半部分だけとの解釈もありえよう。⁽¹²⁾ いずれにしても、ここに掲げられた価値は新規の加盟国に課される基準、いわゆるコペンハーゲン基準にも見られる。(1993年開催のコペンハーゲン欧州理事会は新規加盟の条件として、①民主主義、法の支配、人権、少数民族の擁護を保障する諸制度の実現、②市場経済と競争力の実現、③アキの受諾を含む、加盟国としての責任を果たす能力、をあげた)。EUの政治共同体としての自己規定の表現であるといえよう。

また「(連合)は社会的排斥、差別と闘い、社会的正義と保護、男女平等、世代間の連帯、子供の人権などの促進に努める」(I-3条3項)と述べ、同じ自由民主主義体制にあっても、アメリカとは違うヨーロッパ社会のモデルを提示している。

これと関連して、文明としてのヨーロッパの自己規定の問題もある。憲法案の前文において、文明としてのヨーロッパの過去・現在・未来について次のように語っている。「ヨーロッパは文明の担い手としての大陸であり(…)漸進的にヒューマニズムの基礎となる諸価値を発展させてきた」と述べ、「ヨーロッパの文化的、宗教的、ヒューマニスト的遺産を自覚して…」と続けている。諮問会議で議論を呼んだのはこの中の「宗教的」という表現である。宗教について言及するか否か、とくにキリスト教、あるいはユダヤ・キリスト教という表現を認めるか否かが論争になったのである。実はこの点についてはすでに「EU基本権憲章」を起草する第一回目の諮問会議においても問題とされていた。ドイツのキリスト

教社会同盟（CSU）の議員グループを中心に、ユダヤ・キリスト教的伝統をヨーロッパの基礎をなす価値として明記することが要求されたが、19世紀以来の国家の世俗主義、公共空間の非宗教性の理念を尊重するフランスが強く反対して撤回させたということがある。⁽¹³⁾

今回の諮問会議においても宗教は再び世論の関心を引くテーマとなった。⁽¹⁴⁾ 会議の全期間を通じて、教会と教皇庁は大陸の「キリスト教的過去」について言及することを要求した。要求は欧州議会の保守グループである欧州人民党（PPE）に仲介された。とくにドイツのキリスト教民主党政議員と、イタリア、スペイン、ポーランド政府代表などがその中心であった。反対派は欧州社会党（PSE）とフランスやベルギーなど、いくつかの政府であった。彼らは国家の中立性、非宗教性の原則は根本原則であり、譲れないとした。

草案を準備する役目の理事会は「キリスト教の」という形容詞は問題を起こすと判断し、代替案としてヨーロッパ大陸の歴史を構成する重要な要素を列挙することを考えた。ギリシャ・ローマ文明、精神的・宗教的飛躍（élan）、啓蒙主義の世紀などである。こうすれば古代と18世紀には含まれた宗教的飛躍とはキリスト教のことに他ならないことになる。しかし教皇庁は啓蒙主義が直接的に言及されているのに、キリスト教の遺産が明示されていないことに不満であり、「精神的・宗教的飛躍」の後に「そしてとりわけキリスト教の」と付け加えることを要求したのである。理事会の中でも意見が拮抗したので、結局第一の古代文明についてと第三の啓蒙主義についての言及を削り、「ヨーロッパの文化的、宗教的そしてヒューマニスト的遺産」の表現に落ち着いた。教会は完全に満足したわけではないが矛を収めた。「EU基本権憲章」の時にもフランスの反対があり「宗教的」ではなく、「精神的」の語が代用された。しかしドイツ語のテキストではgeistig religiösen (spiritualo-religieux) の表現を使い、翻訳のレベルで曖昧な妥協をしている。⁽¹⁵⁾ 憲法案が提出されたテッサロニキの欧州理事会（2003年6月19、20日）でもスペイン、ポーランド、イタリア、アイルランド、オランダが上記妥協案に不満を表明している。

（2）制度改革

15カ国体制から第5次拡大による25カ国、さらには27、28カ国体制をも視野に入れたEUの制度改革が緊急の課題となっていた。ニース条約では

理事会での各国の持ち票の新しい配分や欧州議会の各国別議席配分などにおいては妥協的結論を得たものの、拡大ヨーロッパの効率的運営を可能とする制度改革には成功しなかった。諮問会議に対する期待はこの点でも大きかった。以下に主要な改革点についてまとめてみよう。

- ① EUはローマ条約以来の基本法の集合体であり、大変複雑な構造を有している。そこでラーケン宣言に応じて制度の簡素化が提案された。憲法案では3本柱の構造（中心になるECに加えて、共通外交・安全保障、内務司法協力）を廃止して既存の諸条約を一本化する。またECやEURATOMと異なり、法人格を持たないEUに対しても法人格を認める（I-6条）。
- ② 欧州議会の機能強化が図られ、理事会と立法機能を分有する。マーストリヒト条約以後導入された共同立法手続きを強化する（I-19条）。欧州議会に欧州委員会委員長の選出の権限を認め、民主主義の赤字解消の一助とする。長い議論になった議員数は各国の人口比を原則とすることになった。議員数の上限は750人（IGCによる修正後）とする。各国はEU内における自国の重みを維持するため、欧州議会の議員数を欧州委員会での委員数、閣僚理事会での多数決方式などと結びつけてとらえていた。紛糾を避けるため、諮問会議では議員数の決定をしないで、2009年に予定される欧州議会選挙までに決めるとするに止めた。ただし議席配分の原則は現状の議席配分と完全な人口比に基づく配分との中間的な案で落ち着き、一国あたり最小限6議席、最大限96議席となった。
- ③ 欧州理事会は完全にEUの機関になる。それまで基本条約上の地位を持たなかった状況に終止符を打ち、欧州議会に次ぐ第2の地位を認められた（I-18条）。また欧州理事会に2年半任期の常設の議長職を設け、現在の6ヵ月毎の議長国制を改める（I-21条）。この点がヨーロッパ大統領の創設と報じられ、日本でも大いに世論の関心を呼んだ。ジスカール・デスタンは欧州理事会をEUの最高機関と位置づけたかったようだが、自己の権限の減少を嫌う欧州委員会の反対で断念した。欧州理事会は年4回、場所をブリュッセルに限定して開催される。政策決定においてはコンセンサス方式を採用し、EUの中でも政治的機関としての性格を強める。

- ④ 閣僚理事会では現行の持ち回りの議長国制度は残るが、3カ国で議長国を結成し18ヶ月の任期となる。一般理事会と外交理事会は統合・整理され、EU外務大臣が議長となる。またそれぞれの専門理事会には議長が置かれる（I-23条）。理事会における採決方式において、特定多数の成立条件に人口要因の比重が高まる（I-24条）。国家数の55%（少なくとも15カ国を含むこと）、総人口の65%を特定多数の成立要件とした。ニース欧州理事会での改正で大国に準ずる持ち票を認められたスペインやポーランドなどには不満が残るところである。憲法案が成立しても新しい投票方式の適用は2009年からとなる。
- ⑤ 欧州委員会の委員数も各国政府の関心呼んだ。15人に減らし、各国順番で委員を割り当てる。すると大国も含めて、各国は5年おきに一人の委員しか認められないことになってしまう。そこで二種類の委員を作るという考えに行き着いた。割り当てのなかった国は投票権のない準委員が委員長から任命される（I-25条）。正規の欧州委員と委員長任命の投票権を持たない準委員（委員を出していない国から）の二種類である。委員は各国の代表ではないことになっているが実態は少し違い、小国ほど自国出身委員を自国の代表と見なしがちである。委員会は一体 (College) として議会に責任を負うことは現行通りである。

3. 「民主主義の赤字」問題

ヨーロッパ憲法案は本格的な政治統合の段階に入ったヨーロッパの抱える諸問題に対する解決策を示そうとしたものであるが、その当否は今後の検討課題として、ここでは「民主主義の赤字」問題を検討する。すでに指摘したように、この問題はヨーロッパ統合の進展の結果提起されるようになったものである。しかしその核心はヨーロッパ統合によって生まれたEUという政治体 (polity) の本質に関わる問題であり、早晚表面化するはずのものであった。

民主主義の赤字とは何か。それは大別すれば欧州議会の弱体と、市民によるEU政治に対するコントロールの欠如の二つの側面があるといえよう。

(1) 欧州議会の弱体

加盟国の主権の一部がEUに移譲された結果、国家議会の立法権限の一部が失われたが、その喪失分が欧州議会により十分に代替されないことに民主主義の赤字の原因を求めるのが第1の説明である。別の表現をすれば、EU機関間権力関係（とくに閣僚理事会と欧州議会）において後者が不利な形の不均衡が存在することである。この点については後に少し詳しく説明する。

欧州議会の弱体の結果、欧州議会の選挙における棄権率が選挙のたびに高まり、ついに前回の2004年6月の選挙では50%を超えるまでにいたった。棄権率の高さは欧州議会に対する不信感と無関心の表れといえよう。その大きな原因は欧州議会がEU制度の中における唯一の民主的正統性を持つ機関であるにもかかわらず、その権限が限られていることに対する不満・不信の表れであると考えられる。さらに言えば、選挙において表明された「ヨーロッパ市民」の意思が欧州委員会の構成に反映されず、閣僚理事会の政策選択に対しても直接的な影響力を持たず、その結果としてEU政策決定過程にかかわる「三角形」の中でもっとも弱い辺になっているからである。

こうした認識にもとづき、欧州議会の弱体を克服することで民主主義の赤字問題を改善するというのが、これまで努力の中心を占めてきた。単一欧州議定書（1986年）、マーストリヒト条約（1992年）、アムステルダム条約（1997年）、ニース条約（2001年）による条約改正によって試みられてきたことがそれである。こうした努力の結果、今や欧州議会は理事会と共に立法過程において共同決定権を持ち、先に見たように憲法案においても立法権をもつのは閣僚理事会と欧州議会であることが明記されることになった。今回の憲法案が施行されるようになれば、その効果はさらに大きなものになるだろう。しかし民主主義の赤字は欧州議会の権限強化で解消されるものであろうか。そうは言えないのではないか。

(2) 市民によるコントロールの欠如：EUの複雑性

国内政治においては、伝統的に議会が執行権（政府）に対して行使していた監督機能が、ヨーロッパ政治の次元においては十分に機能していない。代議制的民主体制において保障されるべき市民によるEUの活動に対する監督が十分に機能していないのである。

市民の監視機能は何故十分に機能しないのであろうか。その理由の第1はEU政治の複雑性ゆえに市民のEUについての理解が不十分な点がある。ヨーロッパは当初から委員会の官僚、構成国の一部の官僚や政治家、大企業や利益団体の代表などからなるエリートの関心事であった。エリート間の協調による統合の推進はいわゆる「新機能主義」理論に合致するが、たしかに90年代にいたるまで各国市民のヨーロッパ統合に対する関心は低かった。⁽¹⁶⁾

ヨーロッパに対する支持を強めるためにはヨーロッパに対する帰属意識の強化が必要であるとされ、すでに80年代半ばから「市民のヨーロッパ」実現の努力がなされてきた。アドニノ委員会の提案にもとづくEU共通パスポートの発行、ヨーロッパの旗や「国歌」の採用などは具体的取組の結果である。

帰属意識はEUに対する理解にもとづくものはずである。そのため、委員会の広報活動は他に類を見ないほど完備されたものであるが、そうした努力にもかかわらず、市民にとってEUは依然として遠い存在であり続けている。欧州委員会や構成国政府の努力が実らない理由は簡単である。EU政治が複雑すぎるからである。

政策決定の型を中村民雄の説明⁽¹⁷⁾を例に取り上げてみよう。EUはすでに述べたように、超国家的な性格を持つ第1の柱のECと政府間主義的な性格の色濃い第2、第3の柱の上に乗った構造を持つ。その結果政策決定の型が柱ごとに違ってくる。第1の柱では、立法は欧州理事会の示した方針に従い、委員会・理事会・欧州議会の三者の間で行われる。委員会が法案の提案をし、理事会と欧州議会で共同決定が行われる。また理事会における決定は特定多数決制が原則とされている。マーストリヒト条約以前は議会の役割は基本的には諮問的なものに限られていた。その意味では議会の権限は拡大したものの、たとえば農業政策に代表される重要問題においては諮問的役割に限られている。

これに対して、第2、第3の柱における立法は基本的には政府間主義的な性格を有している。法案の提案権は委員会と理事会の双方に分有される。そして構成国と理事会による立法と、委員会と理事会による立法とに大別される。前者は政府間の協力に近いが、後者においてはEU固有の立法作用もあるので、一概に政府間協力とは呼べない。

さらにEUと構成国との権限関係の枠の中で見ると、先にあげた3本柱あるいは政策領域ごとに両者の権限関係が異なり、その結果権限がEUと構成国のいずれかの側に「排他的」に属する場合、両者に「競合的」に属する場合、あるいは構成国の立法権限を制約しない範囲で「補完的」に属する場合とに分かれる。

こうした複雑性は行政権についても同様であり、第1の柱でも競争法の実務などの例外を除き、EUの決定は各国政府の機関を通して実施されるか、理事会の監督下に委員会により実施される。第2、第3の柱では、行政権は理事会と構成国政府機関によって行使され、委員会は関与しない。

これはEU政治の複雑性をあらわす一例に過ぎない。しかしこうした状況は一般市民の理解を超えるものであり、情報の開示があったとしても根本的な変化が生じるとは思えない。もちろん委員会の活動や理事会の審議の透明化の促進は一定程度可能であろうし、その結果情報の欠落が部分的には解消することも考えられるが、本質は変わらないと思われる。これは現代社会における政治の専門化と市民参加の拡大の間に生じる矛盾であり、ひとりEUだけが抱える問題とはいえない。

(3) EUの2つの正統性

市民によるコントロールが不十分な第2の理由は、市民のヨーロッパ政治への参加を保障する仕組みが整っていないことがある。これにはEU存立の正統性という原理的な問題が関係していると思われる。それはEUにおける政策決定を複雑化する原因ともなっている。

EUは存立の正統性を二つの要因に依存している。構成国と構成国国民の二つである。憲法案は初めてこの原理を明示した。第1条1項の「連合の設立」によれば、「ヨーロッパ諸国民(peoples)と諸国家の共通の未来を樹立しようとの意志に促され、本憲法は欧州連合を設立する。連合に対して構成国は共通の目的を達成するための権限を与える」としている。これはEUの現状を定義し、ヨーロッパ存立の二元性を正確に説明している。国家の代表性は欧州理事会や閣僚理事会により制度化され、各国民は欧州議会により代表される。ただし憲法案による二重の正統性の提示は両正統性が同程度に制度化されていることを意味しない。構成国の協調により移譲された主権を共同使用し、一国レベルでは達成できない成果を挙げることにより、国家はヨーロッパ統合の利点を説明し、同時に自己の能力維持

を図ってきた。それに対して諸国民からなるヨーロッパは、ヨーロッパ市民権概念を導入することでEUレベルにおける法的存在となったが、自立性の脆弱な存在でしかない。そのことはヨーロッパ市民の条約上の要件がEU構成国の国民であることから明らかである（EC条約17条）。

EUのあり方は構成国との関係に還元され、市民の存在は忘れられ、基本条約と派生法、政治的決定や宣言といったものの枠内での両者の権限関係として議論されてきた。こうした観点に立てば、ヨーロッパ統合の初期から提起されてきた、統合の原理にかかわる政府間主義と連邦主義（超国家主義）の対立が特別の意味を持つてくる。この対立は政治的にはヨーロッパ全体の利益の実現を目指す欧州委員会と、国益を擁護し国内的保護の維持を主張する主権主義者との対立の構図として描かれる。EUの現実には両者の混合であり、そのハイブリッドな性格こそがEUの特性であり、またそれがEUのメカニズムの実態を分かりにくくしている。

国家は統合の主要アクターであり続けているし、自己の利益を守ることに熱心である。国家としては経済的・政治的力を与えてくれるのでヨーロッパの統合を進めたい。しかし同時に自国の主権と自己の特殊性や個性を守りたい。現在までのところ、この二つの目的の間のバランスはなんとか守られてきたが、その代償は制度の複雑さとなった。

（4）ヨーロッパ世論の形成

構成国国民とEUとの関係は希薄なものである。二つの正統性の一つに格上げされ、EU市民の地位が与えられたとはいえ、その実権はいまだ弱いものである。そもそも政治的主体としてのヨーロッパ市民とは何か。彼らの政治参加はどのように保障されているのか。現在までのところ具体的手段としては欧州議会選挙しかない。

政治参加を実質化するためには「ヨーロッパ政治空間」の形成が不可欠となる。すなわちヨーロッパ世論が形成され、それがEU政治・政策過程に影響を与えるようにならなければならない。しかし現状ではヨーロッパ世論の形成は容易ではない。欧州議会内の党派はヨーロッパ横断的な政党とはなっていないし、ヨーロッパ・レベルでの政党組織も未発達である。欧州議会選挙も各国別選挙の集合体であり、その結果欧州議会選挙の争点は構成国の内政問題になりがちである。欧州議会選挙はヨーロッパ世論形成の機会とはなっていないのである。また選挙結果が委員会の構成や理事

会の政策に方向性を与えることも少ない。

それでもクリスティーン・ランドフリードはヨーロッパ世論形成における利益団体の役割を評価する。⁽¹⁸⁾ 90年代に入る頃からブリュッセルを舞台にして経営者、労働組合、環境保護団体や消費者組合などは欧州委員会に対して積極的なロビー活動を展開している。欧州委員会の政策形成過程への利益団体の参加は、委員会の側に民主的正統性を獲得するための手段として利用されている面もあるが、EUレベルでの立法化が大きな割合を占めるようになった現在、ロビー活動のヨーロッパ化は必然であろう。古くには農相理事会が開かれるブリュッセルの会場周辺を農民のトラクターが取り囲んだという報道をよく目にしたことがあるが、2000年12月のニース欧州理事会の時には5万人を越える人々がニースの町をデモ行進した。ヨーロッパ労働連合や各国の労働組合の呼びかけに応じて多くの市民がデモに参加したのである。このように政策決定の場がヨーロッパに移れば、利益団体の活動もヨーロッパ・レベルで組織化されるようになっていく。たとえそれが未だ多くの市民にとってはなじみの薄いものであっても、次第に日常化していくことが予想される。

ランドフリードはヨーロッパ規模で事業を展開するドイツ企業について大変興味深い例を挙げている。ドイツでは企業内に管理委員会を置き、労使協調の共同管理方式が広くおこなわれている。同様のことがドイツ企業が国外に子会社を持つことにより、労使協調方式がヨーロッパ・レベルでも適用されるようになった。1994年に導入された法律によれば、1000人以上を雇用し、その内150人以上をEU2カ国以上の国で雇用している企業はヨーロッパ企業管理組合の導入を義務付けられた。ヨーロッパ企業管理組合には各国からの代議員が加わり、グループの再編問題や生産拠点の移動などがある場合には労使交渉の場を提供する。ランドフリードは企業内にヨーロッパ世論の表出が見られると評価している。⁽¹⁹⁾

2回にわたる諮問会議がヨーロッパ市民社会やヨーロッパ政治の基盤を定める作業に欧州議会や国家議会の代表を参加させ、また各種団体に意見表明の機会を与え、ヨーロッパについての世論形成の場を提供したことは大きな意味を持つといえよう。

4. ヨーロッパ憲法案の提起する諸問題とEUの将来像

EUの構造のハイブリッド性はEUの正統性が二重の性格を持つところに由来することを検討した。ところで憲法案の目指した改革はこうしたEUの構造にどのような影響を与えていくのであろうか。もちろん推測の域を出ないが、あえてEUの将来像に関する議論に参加してみよう。

それは端的に言って、EUは連邦を目指すのか、政府間協力を中心とした国家連合的なものに留まるかという議論である。EUの現状を連邦国家に向かうベクトルの中でとらえ、現状は不完全な政治体であるとの議論をすることは、EUの持つ根源的特異性から目をそらさせる恐れがある。(たとえば先の中村民雄の論考を参照)。これは分析のレベルにおいては確かにその通りであろう。しかしEUの将来像に関する「政治的」議論が活発化していること。EUのこれまでの発展は多分に現実の課題に応える漸進的なものであり、構成国間の取引の結果であるという性格を持っていたこと。またそれと同時に、安定した、豊かな、自由な社会を築きたいという理念に導かれた側面のあったことなども認めざるを得ない。すなわちEUの将来像は現在の政治リーダーたちの現実認識と将来像に大きく影響されざるを得ないということも事実であろう。そこでまずドイツのヨシュカ・フィッシャー (Joschka Fischer) 外相、フランスのジャック・シラク (Jacques Chirac) 大統領、イギリスのトニー・ブレア (Tony Blair) 首相3人の主張を簡単に整理してから、憲法案の提案を考慮しつつ、ヨーロッパの政治組織の将来像について考えてみたい。

(1) 連邦国家、主権国家の連邦、国家連合

1999年の欧州議会選挙の頃から、フランスにおいてもEUの目的と制度について市民に明快なビジョンを提示することを期待する声が聞かれるようになってきた。そんな折、議論の口火を切ったのはドイツのフィッシャー外相であった。⁽²⁰⁾ フィッシャーは2000年5月12日、ベルリンのフンボルト大学において『国家連合から連邦へ：ヨーロッパ統合の究極目的について』と題する講演をおこなった。フィッシャーはかつてロベール・シューマンが構想したヨーロッパの連邦化こそがグローバル化の中で拡大するヨーロッパの長期的な(10年以上先の)ビジョンとしてふさわしいと考える。フィッシャー提案の核心はヨーロッパ統合の最終形態を明確に連邦としていることである。ただし彼は多様な文化と歴史を具現化するものとし

て国民国家の重要性を認め、国民国家に代わる連邦という考え方を非現実的であるとして退ける。彼はヨーロッパ連邦と国家の権限の分割を考え、それを保障するものとして憲法的条約の必要性を主張するのである。

また欧州委員会ないしは欧州理事会のいずれかをヨーロッパ政府に発展させ、議会は構成国と市民とをそれぞれ代表する二院制とすることを提案する。そして最も現実政治的意味合いを持つものとして、彼が「重心」と呼ぶ、統合の前衛の形成を想定するのである。彼は国家連合の現状から将来のヨーロッパ連邦への移行の一段階として「重心」の役割を位置づけ、統合の推進役と考えている。「重心」の核をなすのが独仏であることはいうまでもない。

ドイツ外相の発言に触発されたかのように、翌月シラク・フランス大統領による「EU憲法」の「提案」がなされた。シラク演説は2000年6月27日、ベルリンの連邦議会でおこなわれた。フィッシャーが欧州連邦の創設にいたる長期的な道筋を示したのに対して、シラクは次の議長国としての立場も考えてのことであろうが、はるかに抑制的であった。EUの将来のあり方について、国家主権を支持するか、それに反対するかといった二分法に反対し、国民国家に代わる超ヨーロッパ国家の創設案を拒否する。シラクは主権国家間の協力にもとづく「共通の主権の行使」こそが、まさにEU制度の独自性であるとして、その維持を主張する。そしてその上でヨーロッパと市民をもっと近づけること（民主主義の赤字の解消）、ヨーロッパ・システムの各レベル間の権限の配分の明確化（補完性の原理の適用）に向けた改革の重要性を主張している。ただし補完性の原理にもとづくヨーロッパ、国家、地域の三層構造の中に国家が陥没してしまうことには反対する。

さらにそれに加えて、拡大ヨーロッパには統合の推進力が必要であるとして、パイオニア・グループ形成の必要性を述べている。そして最後にEU制度の改革を、賢人会議あるいは諮問会議の審議に委ね、「我々が最初の『欧州憲法』と認めることになる文書について、構成国の政府と国民は意思表示を求められるであろう」と述べている。

ブレア・イギリス首相の考え方は、2000年10月6日のワルシャワの証券取引所での講演を見れば明らかとなる。彼はヨーロッパについての伝統的な2つの見方、すなわち自由貿易地域と古典的連邦モデルがあると指摘し

たうえて、今日においてはいずれも現実的な解決策とはいえないとする。単一市場と単一通貨を有するヨーロッパはお互いの調整を必要とするし、国際社会において一つの声で発言することはヨーロッパを強力な存在とするからである。ブレアにとってヨーロッパとは、独立した主権国家からなるものであり、自己とヨーロッパ共通の利益の実現のための主権の分有を特徴とする。「こうしたヨーロッパは、経済的・政治的重要性ゆえに巨大勢力 (superpower) になりうる。巨大勢力ではあるが巨大国家 (superstate) ではない」とはっきり超国家性を否定している。

(2) 国民国家の連邦とは

簡単にまとめればフィッシャーは連邦主義、シラクは国民国家の連邦、ブレアは国家連合を主張しているといえよう。憲法案は先に見たようにEUの正統性の根拠を国家と国民に求めることで、現状を追認した。そのためヨーロッパの政治的組織の最終形態は提示していない。しかし憲法案の内容はシラクのモデルに近いように見える。ところで国民国家の連邦とは何か。形容矛盾ではないのか。

欧州議会の代表として諮問会議の議員を務めたフランスの憲法学者のオリヴィエ・デュアメル (Olivier Duhamel) は「連邦」(fédération) を、連邦国家 (Etat fédéral) と国家連合 (confédération) の間に位置づけている。今回の憲法案においてはEUが連邦国家を指向しているのではないことは明らかである。EUの権限はあくまで構成国共通の目的達成のために付与されたものに過ぎない。また憲法改正にはこれまでの条約同様に全構成国の賛成を必要とするし、構成国にはEUからの脱退も認められることになるからである。⁽²¹⁾

政治学者のジャン・ルイ・クルモンヌ (Jean-Louis Quermonne) もこの問題について、同様の提案をしている。彼はローマ条約以来、共同体法は連邦化の要素を内包してきたが、現状を描写するには、「国家と市民の連邦」という表現が適しているという。現在のEUは政府間主義的な連邦化 (fédéralisation) の過程にあり、それを「共同的連邦主義」(fédéralisme coopératif) と呼んだ。⁽²²⁾ すなわち連邦を構成する国家に大きな権限を認め、政策決定においては補完性の原理にもとづきEUと構成国は密接に協力するのである。「今後問われることは、そうした連邦的権力がガヴァナンスの機能に留まるのか、あるいは真の統治 (government) を行うことに

なるかということである」と述べている。⁽²³⁾

おわりに

諮問会議におけるヨーロッパ憲法案の起草はヨーロッパ統合の歴史において重要な一歩を踏み出すものとなった。従来の政府間会議における閉鎖的な作業に代えて透明性の高い審議方法を採用したことは、民主主義の赤字を解消するための努力の一環である。その内容についても、EU存立のための共通の価値と目的を明確化したことは、対内的には構成国国民のヨーロッパ市民としてのアイデンティティを育て、ヨーロッパ社会空間の実体化を促す契機となるかもしれない。対外的には文明圏としてのヨーロッパを押し出すとの印象を与えるが、それが世界の多極化を促すことに貢献するのか、それとも内にこもる排他的な性格を強めることになるのかの判断は今後を待たなければならない。

制度改革については、閣僚理事会での採決方法や欧州委員会の構成など、EUの拡大に対応することを目的としたものがある。また欧州理事会の議長やEU外務大臣の創設など、EUの対外的可視性を高めるとともに政策の整合性を高め、連邦的性格を強めることになるとと思われるものもある。

またEUと国家との立法権限を補完性の原理の基準から判断する権限を国家議会に与えることは、EU政治への国家議会の参加の道を開くことを意味し、市民の政治参加にも好影響を及ぼすことになろう。

初めてのヨーロッパ憲法案に対する評価は今後に予定される各国の批准作業の成否に大きく係わってくると思われる。批准キャンペーンは、かえってヨーロッパ懐疑主義に活躍の場を与える機会になってしまうかも知れない。たとえばフランスにおいては、批准のために国民投票が予定されているが、フィリップ・ド・ヴィリエ (Philippe de Villiers) のような主権主義者はトルコの加盟交渉問題と憲法案は一枚のコインの表裏であるとして、反ヨーロッパ・キャンペーを強化している。憲法案の批准のためには全構成国の賛成が必要であり、実現は容易ではあるまい。しかし今回の条約改正はこれまでとは異なり、真の政治統合への大きな一歩を記すものであるだけに、批准失敗の影響は計り知れないものとなろう。

[注]

- (1) 拙稿「ヨーロッパ統合と独仏関係の展開」木村直司編『EUとドイツ語圏諸国』南窓社、2000年を参照。
- (2) 拙稿「ヨーロッパ統合と国民国家フランスの変容」蠟山道雄・中村雅治編著『新しいヨーロッパ像をもとめて』同文館、1999年、233頁。
- (3) 拙稿「EU基本権憲章にみるヨーロッパ市民権概念」泉 邦寿・松尾 弑之・中村雅治編著『グローバル化する世界と文化の多元性』上智大学出版会、2005年を参照。
- (4) *Ensemble, décisions l'Europe, Rapport au Président de la République et au Premier ministre, La documentation française, 2001.*
- (5) *Ibid.*, pp.117-128.
- (6) Valéry Giscard d'Estaing, *La Constitution pour l'Europe*, Albin Michel, 2003, p. 18.
- (7) *Ibid.*, p.11.
- (8) *Ibid.*, p. 12. 実際の演説では「こうした全ての諸条件を考慮して、レーケンの欧州理事会は、皆さんをメンバーとするヨーロッパの将来についての諮問会議を設立することを決定した。そしてヨーロッパの構造改革を準備し、もし我々に可能であるならば、ヨーロッパのための憲法への道に踏み出す役割を諮問会議に与えたのである」となっている。
- (9) *Ibid.*, p. 15.
- (10) ジスカール・デスタンの素案は憲法案に盛り込まれることになる内容をほぼ網羅している。テキストの構造では、憲法案では独立した第2部になる基本権憲章が独立していないといった違いはある。*Avant-projet de Traité constitutionnel, Conv369/02, La Convention européenne, 2002.*
- (11) Etienne de Poncins, *Vers une Constitution européenne*, Editions 10/18, 2003, p.31
- (12) Etienne de Poncins, *ibid.*, p.85.
- (13) Florence Deloche-Gaudez, « La Convention pour l'élaboration de la Charte des droits fondamentaux: une méthode "constituante"? », in Renaud Dehousse éd., *Une Constitution pour l'Europe ?*, Presses de

Sciences Po, 2002, p.220.

- (14) 以下はエチエンヌ・ド・ボンサンの上掲書73頁—75頁の記述による。
- (15) Guy Braibant, *La Charte des droits fondamentaux de l'Union européenne*, Editions du Seuil, pp.75-76.
- (16) フランスの例は拙稿「ヨーロッパ統合とフランス国民意識」山本浩・高橋由美子編『ヨーロッパをつくる思想』上智大学出版会、2002年を参照。
- (17) 以下の説明は中村民雄「EU憲法への視座」『社会科学研究所紀要』pp.17-18による。
- (18) Christine Landfried, «Vers un Etat constitutionnel européen» in Dehousse, pp.79-113.
- (19) Landfried *ibid.*, pp.93-95.
- (20) ヨーロッパの将来像についての各国首脳が発言については、http://europa.eu.int/constitution/futurum/congov_fr.htmを参照。
- (21) Olivier Duhamel, «Une constitution démocratique pour l'Europe», *Projet*, 279, 2004, pp. 21-18.
- (22) Maurice Croisat et Jean-Louis Quermonne, *L'Europe et le fédéralisme*, Montchrestien, 1996, pp. 71-72.
- (23) Jean-Louis Quermonne, «L' Union européenne: objet ou acteur de sa constitution?», *Revue française de science politique*, vol.54, no.2, 2004, p. 228

諮問会議資料、憲法案、欧州理事会議長国による総括や宣言などについては、EUのサイト<http://europa.eu.int>を参照。